

国家公務員共済組合連合会宿泊約款 一 ①

(本約款の適用)

- 第1条 当施設の締結する宿泊施設及びこれに関連する規約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。
- 2 当施設は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない

(宿泊引受けの拒絶)

- 第2条 当施設は、次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。
- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
 - (4) 宿泊しようとする者が伝染病患者であると明かに認められるとき
 - (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき
 - (6) 泥酔者その他宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのある者
 - (7) 挙動不審と認められる者
 - (8) 天災、施設の故障その他やむをえない理由により宿泊させることが出来ないとき
 - (9) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施工)による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力(以下暴力団等)である とき。
 - (10) 宿泊しようとする者が暴力団等が事業活動を支配する法人その他団体又は構成員であるとき。
 - (11) 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団員に該当するものがあるとき
 - (12) 宿泊しようとする者が施設若しくは施設職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、又は同様な行為を行ったと認められるとき。
 - (13) 上記各号に掲げる事項以外の場合で、旅館業法第5条第3号の規定に基づく都道府県条例に該

(宿泊期間)

- 第3条 当施設の1回の宿泊期間は、3泊4日以内とします。ただし、他の利用を妨げない範囲において延長することが出来ます。

(宿泊申込みの受付)

- 第4条 当施設の宿泊申込みの受付開始日は次の通りです。
- (1) 原則として、利用日の属する月の1年前の月の1日正午からお受け致します。
ただし、年末年始(12月31日泊～翌年1月3日泊)
又、各種学会等による団体宿泊及び婚礼に伴う宿泊は、随時お受け致します。

(予約手続)

- 第5条 当施設が宿泊の申込みをお引受けしたときは、宿泊される日の10日前までに、次の事項を記載した申込書の提出していただきます。
ただし、申込書の提出を免除したときは、この限りではありません。

- (イ) 勤務先
- (ロ) 住所及び氏名
- (ハ) 宿泊人員(男 名、女 名、うち小学生 名、外に6歳未満 名)
- (ニ) 宿泊期間 月 日 ～ 月 日(泊)
- (ホ) 到着時刻
- (ヘ) 連絡場所、(電話)
- (ト) 食事の要否

国家公務員共済組合連合会宿泊約款 一 ②

(前納金)

第6条 当施設が宿泊の申込みをお受けしたときは、宿泊される日の、 日前までに次により前納金を納入していただきます。ただし事情により免除することがあります。

- (1) 組合員及び特別利用者等
前納金は免除します。ただし、各種学会等による団体宿泊30人以上の場合は、原則として1人1泊につき2,000円を納入していただきます。
- (2) その他の利用者
原則として、1人1泊につき、 円を納入していただきます。

2 前項の前納金は、宿泊料金を受領するときにこれを差し引き精算します。ただし、次条

(予約の取消)

第7条 当施設は、宿泊予約者が予約した宿泊の全部又は一部を取り消したときは、次表に掲げるところの違約金を申し受けます。ただし、天災及び交通機関の途絶等やむを得ない理由により利用できなかった場合は、この限りではありません。又この場合

予約取消の通知を受けた日	30日前	15日前	14日前	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	前日	当日	不泊
1～14名	無料									20%		50%	
15～30名	無料						20%					50%	
31～100名	無料	10%	20%							50%	70%		
101名以上	10%	15%	20%						50%	70%			

- 2 当施設は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後 時(あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着されないときは、その宿泊予約は申込者により取り消されたものとみなし処理することがあります。
- 3 前項の規定により取消されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが宿泊者の責めに帰さない理由によるものであることを証明されたときは、第1項の違約金はいただきません。又收受した前納金がある場合は

(当施設による宿泊予約の取消)

第8条 当施設は、宿泊者が第2条第3号から第9号に該当することとなったときは宿泊予約を取消することがあります。

2 前項の規定により宿泊予約を取消したときは、その予約について收受した前納金が

(宿泊の登録)

第9条 宿泊者は、宿泊日当日施設のフロントにおいて次の事項を登録して下さい。

- (イ) 宿泊者の住所、氏名及び勤務先
- (ロ) 外国人にあつては、旅券番号、国籍、住所、氏名及び職業
- (ハ) 出発日及び時刻

国家公務員共済組合連合会宿泊約款 一 ③

(利用時間)

第10条 宿泊者が当施設の宿泊室を御利用いただく時刻(チェックインタイム)は午後3時以降とし、出発日に宿泊室をおあけいただく時刻(チェックアウトタイム)は、午前10時とします。

- 2 前項の規定にかかわらず、チェックインタイム以前又はチェックアウトタイムを越えて宿泊室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、休憩料金を申しあげま

(営業時間等)

第11条 当施設の営業時間等は、次のとおりです。

(イ) 朝食 7:00～ 9:00 場所—レストラン潮風

(ロ) 昼食 11:30～ 14:00 場所—レストラン潮風

(ハ) 夕食 18:00～ 20:30 場所—レストラン潮風

(料金の支払い)

第12条 料金の支払いは、宿泊者の出発の際又は当施設が請求したとき、当施設のフロントにおいて行っていただきます。

- 2 宿泊者が客室の使用を開始したのち、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊

(利用規則の遵守)

第13条 宿泊者は、当施設内に指示し、又は宿泊室に備え付けている利用規則に従って

(宿泊継続の拒絶)

第14条 当施設は、お引受した宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

(イ) 第2条第3号から第9号までに該当することとなったとき

(ロ) 前条の利用規則に従わないとき

(宿泊の責任)

第15条 当施設の宿泊に関する責任は、宿泊者が当施設のフロントにおいて宿泊の登録を行ったときに始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。

- 2 当施設の責めに帰すべき理由により、宿泊者に客室の提供が出来なくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件に

(宿泊客の責任)

第16条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。